

平成27年 3月18日
財務部契約監理課

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う施工体制台帳の提出について

平成26年6月4日に公布されました「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正されました。

これまで福知山市が発注する建設工事では、請負金額3,000万円以上（建築一式工事については4,500万円以上）で、下請契約を締結する場合は、施工体制台帳の作成及び提出を求めていましたが、今回の改正に伴い、平成27年4月1日以降に契約を締結した工事については、下請契約を締結する場合には、請負金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しの提出が必要となりますので、施工体制において留意していただきますようお願いいたします。

尚、福知山市入札・契約ポータルサイトの各種様式ダウンロードに参考様式を掲載していますのでご確認下さい。

【参考様式、記入例】

施工体制台帳

再下請通知書

施工体系図（兼災害防止協議会）